

納期限

今月の納期限は9月30日(金)です

- ◇国民健康保険税(3期)
- ◇後期高齢者医療保険料(3期)
- ◇介護保険料(9月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

- 時** 毎週水曜日
13:00~16:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490

◇人権相談

- 時** 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15
- 場** 和歌山地方法務局御坊支局
- 問** 全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110
- ※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

- 時** 毎週木曜日
13:30~16:00
- 場** 財部会館
- 問** 和歌山弁護士会
☎073-422-5005
- ※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の相談料
が必要です。

◇行政相談

- 時** 9月14日(水)
13:00~15:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 防災対策課
☎0738-23-5528

行政相談委員

- おおかわ ひでき
大川 秀樹 氏
☎0738-23-3908
- てらさき すずこ
寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

後期高齢者医療制度に ご加入の皆様へ

8月下旬から9月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進のご案内を送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※医師からの変更制限がなければ、ジェネリック医薬品への切り替えが可能です。かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

問 県後期高齢者医療広域連合
☎073・4288・6688

後期高齢者医療制度の 《人間ドック》募集について

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、1日人間ドックの費用助成を行います。希望される方は、申請期間内に国保年金課の窓口において手続きを行ってください。

対 本市の後期高齢者医療制度の被保険者で、保険料の未納がない方

※受診日時点においても、同様の条件となります。

実施期間

令和4年10月~
令和5年3月末

費 本人負担額 8,000円

(検診費用35,700円のうち、27,700円が助成されます。)

受診医療機関

定 健診センター・キタデ
(御坊市湯川町財部733番地1)
47名(先着順)

申請期間 9月1日~9月15日 必要なもの

後期高齢者医療被保険者証
令和4年度後期高齢者医療健康診査受診券

※健康診査受診券は令和4年5月末に発送しています。(5月末に発送されています。)

※申込された方には、後日通知書を送付します。「承認通知書」が届いた方は、実施期間内に受診していただくこととなりますので、同封の「利用券」をご確認のうえ、受診医療機関において手続きを行ってください。

問 国保年金課
☎0738・23・5530

戦没者等の遺族の方へ

「第十一回特別弔慰金」
請求はお済みですか?

対 令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による

公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の1.父母 2.孫 3.祖父母 4.兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④ ①~③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円5年償還の記名国債
請求期限 令和5年3月31日

年金相談会のお知らせ

申・問 国保年金課 年金係
☎0738・23・5530

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

時 9月15日(木)

10時~11時30分

13時~15時

場 市役所3階会議室
田辺年金事務所お客様相談室

申 ☎0739・24・0432

※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています。)

問 国保年金課

☎0738・23・5530